

議案第97号

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

首都高速道路株式会社が、道路整備特別措置法第3条第6項の規定に基づき、神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更について国土交通大臣の許可を受けるべく、同条第7項の規定において準用する同条第3項の規定に基づき同意を求められたため、同条第4項の規定により議会の議決を求める。

令和2年6月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の同意について、料金の額及びその徴収期間の一部を次のように改める。

3 基本料金及び特別の措置における割引

(1)①イ中「首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める横浜市道高速横浜環状北西線の供用開始の期日」を「令和2年3月22日」に、「会社が別に定める時間内」を「首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める時間内」に改め、(1)⑩ウ中「令和2年7月20日から9月6日まで」を「令和3年7月19日から9月5日まで」に、「8月11日から8月24日まで」を「8月10日から8月23日まで」に改める。

4 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング料金上乘せ

④中「令和2年7月20日から9月6日まで」を「令和3年7月19日から9月5日まで」に、「8月11日から8月24日まで」を「8月10日から8月23日まで」に改める。